

長期優良住宅建築等手数料

区分	単位	手数料額					
		(ア)適合証添付		(イ)設計住宅性能評価書添付		(ア)、(イ)以外で技術的審査を含む場合	
		認定の審査	変更の審査	認定の審査	変更の審査	認定の審査	変更の審査
1戸建ての住宅	1戸	17,000円	2,000円	15,000円	3,000円	44,000円	15,000円
共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅	1棟の戸数が5以下のもの	6,000円	2,000円	11,000円	3,000円	2,000円	7,000円
	1棟の戸数が5を超え10以下のもの	5,000円	2,000円	9,000円	2,000円	2,000円	6,000円
	1棟の戸数が10を超え25以下のもの	3,000円	2,000円	6,000円	2,000円	2,000円	5,000円
	1棟の戸数が25を超え50以下のもの	3,000円	2,000円	5,000円	1,000円	2,000円	4,000円
	1棟の戸数が50を超え100以下のもの	3,000円	2,000円	4,000円	1,000円	2,000円	4,000円
	1棟の戸数が100を超え200以下のもの	2,000円	2,000円	4,000円	1,000円	2,000円	3,000円
	1棟の戸数が200を超えるもの	2,000円	2,000円	3,000円	1,000円	2,000円	3,000円
建築をしようとする住宅の構造又は設備の変更以外の変更申請の場合	1件		2,000円		2,000円		2,000円
譲受人を決定した場合の変更申請に対する審査	〃	2,000円		2,000円		2,000円	
地位の承継の承認申請に対する審査	〃	2,000円		2,000円		2,000円	

※1)申請に係る長期優良住宅建築等計画が法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合すると市長が認めた場合の手数料は、認定の手数料額の(ア)の額

※2)変更申請に係る長期優良住宅建築等計画が法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合すると市長が認めた場合(建築をしようとする住宅の構造又は設備の変更に限る。)の手数料は、変更認定の手数料額の(ア)の額

※3)赤字の部分が今回(平成27年4月1日)から追加された手数料額